			の学級数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学級数（当該年度の５月１日現在において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第２項（小学校費にあつては、標準法改正法附則第２条第１項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第３条第２項）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数。以下この号において「学級数」という。） 〔略〕
五　従業者数急減補正	〔三　略〕	〔略〕	〔略〕
四　農家数急減補正		農業行政費	農家数
			算式 ｛（B－A）／A｝×0.9 B－Aが負数となるときは、0とする。 算式の符号 〔略〕 B　農林業センサス規則によつて調査した平成27年2月1日現在における農家数
五　従業者数急減補正	〔三　同上〕	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
			算式 （α×0.1）／A 算式の符号

			の学級数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学級数（当該年度の５月１日現在において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第２項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数。以下この号において「学級数」という。） 〔同左〕
五　従業者数急減補正	〔三　同上〕	〔同上〕	〔同左〕
四　農家数急減補正		農業行政費	農家数
			算式 ｛（B－A）／A｝×0.1 B－Aが負数となるときは、0とする。 算式の符号 〔同左〕 B　農林業センサス規則によつて調査した平成22年2月1日現在における農家数
五　従業者数急減補正	〔三　同上〕	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
			算式 （α×0.3）／A 算式の符号